



【フラット35】地域連携型制度

【フラット35】地域連携型とは、民間金融機関と住宅金融支援機構が提携して行う住宅ローン（フラット35）と住宅取得に対する市の助成金交付などの財政的支援をあわせて利用すると、フラット35の借入金利を当初5年又は10年間更に0.25%引き下げる制度です。伊万里市では、平成29年9月15日に住宅金融支援機構と協定締結し本制度の利用が可能になりました。

＜ 制度内容 ＞

フラット35の借入金利から当初5年又は10年間更に0.25%引き下げ

＜ 制度利用の要件 ＞

伊万里市の住宅購入奨励金等を受けることが条件となり、市が発行する「フラット35地域連携型利用対象証明書」を金融機関に提出する必要があります。

＜ 【フラット35】地域活性化型制度の対象となる市の奨励金 ＞

- 新築購入移住奨励金（新築家物件購入）
- 空き家購入移住奨励金（空き家物件購入）
- 実家に帰ろう住宅改修等補助金（新築家屋購入）



＜ 制度対象 ＞

UIJターンや転入者の負担軽減等を目的として、伊万里市移住促進奨励金等の要件を全て満たす者が対象となります。（一部抜粋）

- 申請者又は配偶者のいずれかが49歳以下（実家に帰ろう住宅改修等補助金の場合は69歳以下）の世帯
- 転入する直前の10年間のうち、通算5年以上、伊万里市外に居住していること
- 転入する直前に、連続して1年以上、伊万里市外に居住していること
- 申込日前1年以内から令和8年3月31日までの転入世帯
- 5年以上伊万里市内に定住する意思がある世帯
- フラット35の融資契約（本契約）前であること
- 住宅の取得前（住宅購入費用の支払い前）であること

＜ 制度利用の手続き ＞

取扱金融機関で融資の事前審査（本審査）後に下記の書類を企業誘致・商工振興課に提出してください。市が発行する「フラット35地域連携型利用対象証明書」を、取扱金融機関へ提出し融資の契約を行ってください。

- フラット35地域連携型利用申請書

＜ 問合先 ＞

伊万里市役所 企業誘致・商工振興課 就活・移住支援係（伊万里市役所2階）

TEL：0955-23-2172

FAX：0955-23-2474

E-mail：iju-teiju@city.imari.lg.jp

ホームページ：http://www.city.imari.saga.jp/iju/



伊万里市移住促進奨励金（新築及び空き家）と【フラット35】の手続きフローチャート

